

所得税（国税）源泉徴収義務者の方へ

給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）は、所定の方法で所得税（国税）を計算して、その支払をする際に差し引き、まとめて税務署に納付しなければなりません。

このうち、給与（賃金）の源泉徴収義務者が、従業員（受給者）の一年間の給与からその年の所得税を計算・確定し、源泉徴収した所得税と精算（年末調整）することで従業員の所得税の納税が完結します（これにより、給与所得者の多くは所得税の確定申告の必要がありません）。この際、源泉徴収義務者は、**受給者に「源泉徴収票」を交付し、税務署に「法定調書」を作成し提出する**などの必要があります（また、あわせて、**従業員（受給者）の住所地の市町村には「給与支払報告書」を提出しなければなりません**）。

これらの交付や提出は、**平成30年1月31日（水）**までに行う必要があります。

源泉徴収・年末調整で使用する用紙や手引き、源泉徴収税額表、法定調書などの用紙や手引きなどは、村役場の窓口や、国税庁のホームページの「[源泉徴収義務者の方へ](#)」から入手できます（複写式の手書き用「給与支払報告書」は、窓口配布のみです。必要な種類・枚数をご確認の上、ご来庁ください）。

◇ 年末調整等に関する説明会の開催

給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）が行う次の事務手続きについて、芝税務署による説明会が開催されます。

【内容】

「年末調整の仕方」「法定調書の作成」

【父 島】

・日時 11月17日（金）

午前9時30分～午前11時30分

・場 所 村役場2階会議室

【母 島】

・日時 11月17日（金）

午前9時30分～午前11時30分

・場 所 母島支所2階会議室

【問合せ先】

● 芝税務署 03-3455-0551

（自動音声案内に従い2を押し、
交換手に次の内線番号をお伝えください）

【源泉徴収・年末調整について】

源泉所得税担当 内線 3032～35

【法定調書について】

管理運営第1部門 内線 1003・04

● 財政課税務係 2-3112